

## 旧波門崎燈籠堂について

- 1620年（元和6年） 明石舟入掘削始まる。（「播州明石記録」）
- 1633年（寛永10年） 波門石壁築出す。（「播州明石記録」）
- 1657年（明暦3年） 燈籠堂設置。（工部省 1884）
- 1705年（宝永2年） 波門崎の石垣を普請。（「松平家記」）
- 1845年（弘化2年） 燈籠堂改正。（工部省 1884）
- 1873年（明治6年） 瓦斯になる。（「明石名勝古事談」 1927）
- 1883年（明治16年） 石造部の正面上部、側面一部に白ペンキ塗り（「明石名勝古事談」 1927）
- 1905年（明治38年）以降 電気供給が始まり、燈籠堂横に電灯設置される。
- 1932年（昭和7年） 火袋の柱を木造からコンクリートに改築。これまでの電灯による燈棹を外し、燈籠部に政府公認の灯火を灯す。
- 1951年（昭和26年） 明石市から国（海上保安部）へ移管。
- 1953年（昭和28年） 笠部も含め、燈籠部をコンクリートに改修。石積み全面に白ペンキを塗布。屋根上部に宝珠に似せた「電気照明具」を付ける。
- 1963年（昭和38年） 沖合に新灯台が設置されたことにより、灯台としての機能廃止。
- 1999年（平成11年） 海上保安部から明石市へ譲渡。
- 2014年（平成26年） 国登録有形文化財に登録
- 2021年（令和3年）1月20日 明石市指定文化財に「旧波門崎燈籠堂（石積）」を指定
- 2021年（令和3年）5月27日 国登録有形文化財登録解除
- 2021年7月 旧波門崎燈籠堂火袋部取り外し
- 2022年7月 旧波門崎燈籠堂木製火袋部取り付け、周辺整備完了

## 明石市指定有形文化財

### 旧波門崎燈籠堂

### (明石港旧灯台)の沿革

旧波門崎燈籠堂は、記録によると、明暦三年(一六五七)に明石藩主松平忠国によって、造られたとされていますが、絵図等から、現在も残る石積み突堤が築かれた寛永十年(一六三三)頃には、船人の目標とする燈明台としてすでに設置されていたとみられます。

当初は今のような姿ではなく、平屋の建物を築き、その中で火を灯していたようです。その後、現在のような高石垣の上に火袋を載せた姿の燈籠堂となりました。この石積みは、花崗岩の切り石を隙間なく合わせたいわゆる「合端合わせ」という江戸時代の城郭の石垣を築く際に用いられた巧みな技術で積み上げられています。

旧波門崎燈籠堂が建造された江戸時代初期は、東廻り、西廻りの航路が開かれ、明石港も瀬戸内海の物資の交易のため、潮流の早い海峡に面した潮待ち港として、また、淡路への連絡港として重要な位置を占めるようになってきた頃です。

明治時代から大正時代にかけての写真には、港口を行き交う帆船とともに、木製の燈籠部も写っており、昔の姿がしのべられます。

終戦後、連合軍の指令により、昭和二十六年に所有権が明石市から国に移管されました。

昭和三十八年三月、明石港の拡張に伴い新灯台が設置され、灯台としての機能は廃止されましたが、本体そのものは国有財産として残されていました。

この旧波門崎燈籠堂は明石港の歴史を示すシンボルであり、明石の貴重な歴史遺産であることから、兵庫県と明石市が国に対して譲渡の働きかけを行い、平成十一年九月に明石市へ譲渡され、平成二十六年四月二十五日に、国登録有形文化財に登録されました。

その後、令和三年一月二十日に燈籠堂の石積み部分が、明石市指定文化財に指定され、文化財として、より手厚く保護されるようになりました。



明治41年(1908) 宮内庁蔵



絵葉書「明石港口實景」

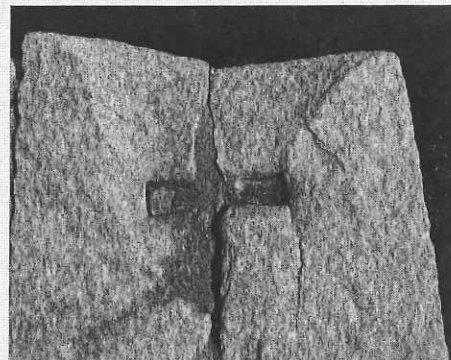


現在

## チキリ工法

チキリ工法とは石材と石材の接合部にリボンの鉄の部材(チキリ)を打ち込んで接合する工法です。

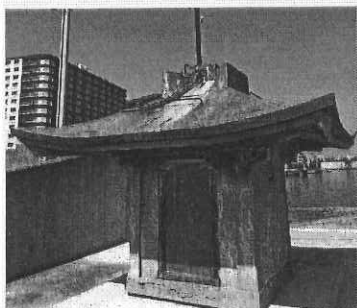
この工法は明石城の石垣にも用いられており、これは明石城が築城されたのと同じ時期に造られたことを表しています。



## コンクリート製燈籠部

昭和二十八年(一九五三)に造られたコンクリート製の燈籠部で、それまでの木製の時には内部に火を灯し、油紙障子越しに明かりを見ていたのに対し、この時には屋根上部に電気照明具を付け、そこから緑色の光を放っていました。

令和三年に石積みから切り離し、現在の位置に移設されました。





旧波門崎燈籠堂旧景



明治時代末年の旧波門崎燈籠堂



明石港 旧燈台 (昭和 36 年)



改修後の旧波門崎燈籠堂



改修後の波門崎燈籠堂



旧波門崎燈籠堂の火袋部